

平成20年9月30日

高松市議会議長 菰刈 将鷹 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年11月10日付け高市議総第54号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市議会をいう。以下同じ。）が、公開、一部公開および非公開とした処分のうち、「前渡金受払簿の接待費（懇談会開催経費に限る。）の相手団体名」，「御祝，寸志に係る個人情報」，「葬儀に係る喪主名」，「決裁文書『高松市議会議員健康診断検査助成金の交付決定について』中の香川県立がん検診センター企業出納員の印影」，「委託料のうち，見積書の内訳金額」および「平成17年度および平成18年度予算明細書のうち契約事務に支障がある金額等以外の部分」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高市議総第54号の諮問に係るもの】

（1）平成17年度および平成18年度の歳出予算の議会費（款・項・目）

の各節の予算額の積算内訳の分かる一切の資料

- (2) 平成17年10月以降に支出した「交際費」「需用費」「負担金、補助および交付金」「委託料」の各支出金調書，起案文書，請求書，内訳書その他の会計書類

平成18年10月15日：請求人からの公開請求を受付

平成18年10月27日：実施機関が公開，一部公開および非公開の決定

平成18年11月 1日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例第8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

- (1) 法人等の取引金融機関名，口座番号，預金種別等，印影について

取引金融機関名，口座番号，預金種別等については，法人等が事業活動を行う上で，経理上極めて重要な内容に属するもので，当該法人等が積極的に公表しているものではなく，事業活動と無関係に公表することは，当該法人等に不利益を与える。

また，法人等の印影については，印影の偽造などにより不正利用につながるおそれがあることから，当該法人等に不利益を与えることが明らかである。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

- (2) 交際費のうち、御祝、寸志、香典（喪主・親戚代表等）、御見舞に係る個人情報について

交際費のうち、御祝、寸志、香典（喪主・親戚代表等）、御見舞に係る個人に関する情報は、特定の個人を識別することができ、また当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

- (3) 交際費のうち、接待費（懇談会開催経費に限る。）の相手団体名について

交際費のうち、接待費（懇談会開催経費に限る。）に係る団体名は、市の機関または他の地方公共団体が行う事務または事業の性質上、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 5 号に該当し非公開が相当である。

- (4) 委託料のうち、予定金額について

毎年継続される事業においては、契約後であっても予定金額が公になると、同事業の翌年度の予定金額がおおよそ推測されることになり、見積参加業者が価格調整を行うおそれや、予定金額周辺に見積価格が集中するおそれなどから、本市の契約事務に関して、財産上の利益を損なうこととなるなど、事務・事業の適正な執行に支障を及ぼすため、条例 7 条 5 号に該当し非公開が相当である。

- (5) 委託料のうち、見積書の内訳金額について

見積書に記載された内訳内容は、当該業務に係る業務上のノウハウに属し、その内容を公開することにより、同業他社との比較において不利益を被り、営業上の利益を損なうおそれがあるため、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

- (6) 平成 17 年度及び平成 18 年度予算明細書について

予算明細書は市の事務または業務に関する予算執行に係る情報であって、公にすることにより当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 5 号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

対象行政文書は、平成17年度および平成18年度予算明細書ならびに平成17年10月以降に支出した「交際費」「需用費」「負担金、補助および交付金」「委託料」の各支出に係る決裁文書等の会計書類である。

- (1) 法人等の取引金融機関名、口座番号、預金種別等および印影について

金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意志に基づかずして、取引関係に無い一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとは到底言い得ない。また印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められる。よって、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

しかし、印影のうち、決裁文書「高松市議会議員健康診断検査助成金の交付決定について」中の香川県立がん検診センター企業出納員印については、香川県病院局公印規程（平成19年4月1日病院局訓令第2号）8条により告示すべき旨が定められており、公にすることが予定された情報であるため、公開すべきである。

- (2) 御祝、寸志、香典（葬儀に係る喪主・親戚代表の氏名等）、御見舞に係る個人情報、および接待費（懇談会開催経費に限る。）の相手団体名について

御祝、寸志に係る個人情報および接待費（懇談会開催経費に限る。）の相手団体名について、当該情報は、個人、他の地方公共団体、議員あるいは団体との間で開かれる祝賀会や交歓会等、公式に開催され、交際の内容や相手方が不特定の者に知られ得る状態でなされたものである。よって、その性質上、相手方の団体名等が外部に公表されることが予定

されている情報と言えるため、公開すべきである。また、葬儀に係る喪主名は、一般に公にされているため公開すべきである。

御見舞の相手方氏名および葬儀に係る親戚代表の氏名等は個人識別情報にあたり、また当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 委託料のうち、予定金額について

委託料のうち、決裁文書「平成18年度会議録検索システム更新データ作成業務委託契約の締結について」「平成18年度高松市市議会会議録作成業務委託の実施に伴う見積徴取について」および「社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題調査特別委員会記録反訳等委託の実施に伴う見積徴取について」中の予定金額については、当該金額が公にされると、同事業の翌年度の予定金額がおおよそ推測されることになり、見積参加業者が価格調整を行うおそれや、予定金額周辺に見積価格が集中するおそれなどから、本市の契約事務に関して事務・事業の適正な執行に支障を及ぼすとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(4) 委託料のうち、見積書の内訳金額について

委託料のうち、決裁文書「平成18年度高松市議会会議録作成業務委託の単価契約の締結について」中の見積書の内訳金額については、見積徴取に対して業者が提示した見積価格に相当するものであり、当該金額は支出の適正性や公平性を明らかにするためにも公開すべき情報である。

(5) 平成17年度および平成18年度予算明細書について

予算明細書については、契約事務に係る金額等の部分については、公にすることにより、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条5号に該当すると認められるが、その余の部分については公開すべきである。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 8 年 1 1 月 1 0 日	諮問書受付
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 8 月 2 2 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 9 月 1 9 日	答申案審査
平成 2 0 年 9 月 3 0 日	答申